

## 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る自動車整備士技能検定の特例措置について

### 1. 当面の措置

自動車整備士技能検定の申請者に対し、下表のとおり試験免除の有効期間を延長する。

	省 令	試験の免除	免除の有効期間	対象となる修了日又は合格日	延長後の満了日	備 考
養成施設関係	第6条第6項の表第1号	一養修了による実技免除	2年	平成21年3月11日 ~ 平成21年8月30日	平成23年8月31日	被災等により技能検定の申請ができない場合、免除の有効期間を経過してしまうため。
"	第6条第6項の表第1号の2	一養修了による実技免除 (二級シャシ関係)	2年	平成21年3月11日 ~ 平成21年8月30日	平成23年8月31日	"
"	第6条第6項の表第2号	二養修了による実技免除	2年	平成21年3月11日 ~ 平成21年8月30日	平成23年8月31日	"
"	第6条第6項の表第2号の2	二養修了による実技免除 (二級シャシ関係)	2年	平成21年3月11日 ~ 平成21年8月30日	平成23年8月31日	"
登録試験関係	第6条第6項の表第5号	登録試験合格による学科免除	2年	平成21年4月7日	平成23年8月31日	"

試験免除の有効期間を延長する地域	特定被災地域 <sup>1</sup> に住所を有する者 <sup>2</sup>
------------------	---

1 特定被災地域 : 岩手県、宮城県、福島県、茨城県の全域  
青森県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の区域のうち災害救助法が適用された市町村の区域  
(平成23年3月18日現在)

2 地域以外についても、申出により、満了日の延長が認められる場合がある。

### 2. 今後の措置

状況に応じ、別途検討。